

ノースアジア大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

ノースアジア大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、ノースアジア大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

地元の強い要請を受けて出発した大学は、その後、新しい時代に通じる息吹を吹込むため、ノースアジアというグローバルな視点から地元にも根を下ろした人材育成を進めてきた。

大学を貫く使命・目的は、建学の精神である「真理・調和・実学」を源としながら、新しい時代にふさわしい解釈を施し、明確かつ具体的に明示されている。学部・学科それぞれに建学の精神を踏まえた個性・特色のある教育システムを採用している。大学の使命・目的は、法令に適合している。

役員、教職員の理解と支持は、例えば、学則変更の場合、あらかじめ当該学部・学科で検討された後、理事会に提案されることから明らかである。

大学は、経済学部及び法学部に加え、「総合研究センター」や「雪国民俗館」を設置するなど、大学の使命・目的及び教育目的を支える教育研究組織が整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

各学科の教育目的を反映した入学者受入れの方針は、高校時代に身に付けておくべき資質等も併記されており、明確である。

学科ごとに教育目的が設定され、それを踏まえた教育課程の編成方針が明確に定められている。学位授与の方針も学科ごとに定められ、学位授与は厳正に行われている。

ゼミ担当教員による個別面談や「学生カルテ」の作成により、学生の事情に応じたきめ細かい学修支援が行われ、中途退学や留年の防止にも役立っている。「キャリアセンター」では、学生本位をモットーに教員と連携した就職支援が行われ、「国家試験等センター」では、公務員試験や各種資格試験を目指す学生に対する指導体制が整っている。こうした努力が良好な就職率に実を結んでいる。

授業に関して学生の意見聴取を行う「学生FDミーティング」は、特色のある試みである。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為でうたった法人の目的を大学全体に周知し、経営の規律を維持し、適切な組織運営がなされている。理事会は、業務決定の最高意思決定機関としての体制を整えている。学長でもある理事長は、月1回程度の頻度で「所属長会議」を開催し、法人内の意思疎通を図っている。

業務の執行体制は「学校法人ノースアジア大学組織規程」に基づいて編制された法人事務部と大学事務部の連携により、適切に機能している。

法学部における収容定員充足率の低迷があるものの、法人全体では 18 歳人口の減少を
見越して、固定費である人件費の削減やその他経費の削減などに取組んだことが奏功し、
財務基盤は安定的に推移している。大学が制定した会計に関する諸規則にのっとり、適切
な会計処理が行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

副理事長を委員長とする「自己点検及び自己評価委員会」が組織され、教育活動の改善
向上を図るための自己点検・評価を実施する体制が構築されている。委員会は教学サイド
及び事務サイドを融合しつつ、さらに役員と教職員との協働を通して、エビデンスをベー
スにした自己点検・評価を行っており、学内での共有を図っている。

過去に評価を受けた際に指摘された事項は、各種委員会及び関係事務部門が連携し真摯
に改善に努めた結果、全て解消した。それ以降もテーマ別の自己点検・評価に取り組むなど
PDCA サイクルの機能強化への努力が継続してなされている。

総じて、大学は、グローバルな視点の重要性を強調しつつ、常に地元を重視し、地元
に貢献する姿勢を貫いてきた。この姿勢により、公務員や警察官など地元の要職に貴重な人
材が輩出することにつながっている。建学の精神「真理・調和・実学」の解釈は時代の変
化を背景に継続的に検討され、真理に裏付けられた実学教育がなされている。学生の明る
い表情や未来志向の態度からも、更なる大学の発展が期待できる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」
「基準 B.地域貢献」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、建学の精神である「真理・調和・実学」を源としながら、「建学の
精神を現代に生かす検討委員会」を設置し、新しい時代に通じる息吹を吹込むなど、積極
的に建学の精神の解釈を時代に合わせるよう努めている。

大学の使命・目的は、明確かつ具体的であり、学部・学科それぞれに大学の使命・目的
の趣旨に沿った人材育成に関する目的と教育目的を学則に簡潔に規定している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は建学の精神を踏まえた教育システムを採用し、時代に応じたカリキュラム構成・コースやゼミナール制の改編など、個性・特色のあるものとなっている。「国家試験等センター」では、試験別に六つの研究室を設け、きめ細かい指導と学修支援が行われ、実学を強調する大学の使命を具現化している。

大学の目的は、学校教育法等の関連法令にのっとり、「教養教育との密接な関連のもとに科学的で実際的な専門教育を施し、健全にして善良な社会人を育成すること」と学則で定めている。また、各学部・学科の人材養成に関する目的と教育目的も法令に適合している。

学科の改廃・新設、特に法学部に観光学科を設置するなど、時代の変化を読み取り、適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的については学則に明記し、学則を変更する場合はあらかじめ当該学部・学科で検討された後、理事会に提案されるなど役員、教職員の理解と支持が得られている。大学の使命・目的は、新入生に配付される学生便覧に記載され、社会一般へは進学説明会やオープンキャンパスで行い、大学ホームページでも公開している。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。また、平成 25(2013)年度の創立 60 周年に、大学の使命・目的及び教育目的を反映した「5 年計画」を策定し、学部・学科ごとの方針が詳細に定められており、年度ごとに各種取組みの検討・改善に努めている。

大学は、経済学部及び法学部の 2 学部に加え、その他教育研究組織として「総合研究センター」や「雪国民俗館」を設置するなど、大学の使命・目的及び教育目的との整合性が

とれた教育組織を整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れの方針は、各学科の教育目的を反映させるとともに、高校時代に身に付けておくべき資質等も併記されており、明確である。入学者受入れの方針は、大学案内やホームページ等で公表され、周知されている。

入学者受入れの方針に沿って、AO 入学試験、推薦入学試験、一般入学試験・センター試験利用入学試験が適切に行われている。編・転入学試験、社会人入学試験、外国人留学生特別入学試験、秋季入学試験も実施されており、学生の受入れ方法に工夫がみられる。

法学部の法律学科と観光学科では、入学定員を下回る状況が続いており、有効な対策が望まれるが、経済学部は高大連携を強めるなどして、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

【改善を要する点】

○法学部法律学科と観光学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点については、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学科ごとに教育目的が設定され、それを踏まえた教育課程の編成方針が明確に定められている。各学科の教育課程は、教養系の総合科目群と専門科目群に分けられ、専門科目群

は更に学科や科目の特性に応じて分類され、開講年次が決められている。また、各学科に複数のコースが設けられ、コースごとの目標に沿った履修モデルも示されており、教育課程は体系的に編成されている。

履修登録単位数の上限は適切に設定されている。また、各学科とも学生の段階的成長を促すゼミ形式の授業を4年間必修にしている点や、実践的な科目やキャリア系の科目を多く配置する点などに、教授方法の工夫が見られる。カリキュラム改革、FD(Faculty Development)活動、リメディアル教育、アクティブ・ラーニング等にも、大学全体として積極的に取り組んでいる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会や FD 委員会の活動を通して、教員と職員が協働して学修及び授業支援に当たっている。出席状況や成績状況の把握の面でも教職員の連携と協働が見られる。

オフィスアワーは全学的に実施されている。資格取得の支援のほか、学期ごとにゼミ担当教員による個別面談や「学生カルテ」の作成があり、きめ細かい学修支援が行われている。中途退学や留年の防止については、学生の事情に応じた柔軟な対応を行っている。

上級生が下級生を指導・支援する形で、学修及び授業支援を行うメンター制度が機能している。ゼミ担当教員による個別面談や授業アンケートや「FD ミーティング」は、学生の意見をくみ上げて学修及び授業支援の改善を行う上で、有効に機能している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定や成績評価の基準は学則で定められ、学生便覧に記載されている。全ての科目についてシラバスが作成され、教務委員会・教務学生課によってチェックされている。各科目の授業計画や成績評価基準はシラバスに明記されている。

他大学等で修得した単位の認定数の上限は適切に設定されている。進級や卒業の要件は学則に定められ、各学科とも卒業試験を課すなどして、卒業要件を厳正に適用している。

学位授与の方針は学科ごとに明確に定められ、各学科ともそれに従って学位を授与しており、学位授与は厳正に行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程は、各学科ともキャリアに関するカリキュラム上の科目として、1年次に「キャリアサポートⅠ・Ⅱ」、2・3年次に「キャリアサポートⅢ・Ⅳ」「インターンシップⅠ・Ⅱ」などを配置している。1年次からコース目標に沿った個別の履修指導や学科独自のキャリア系科目の開講なども行われており、早くから社会人基礎力や職業観が育つように工夫をしている。

教育課程外では、キャリアセンターを設置し、「就職ガイドブック」の配付や「就職ガイダンス」の開催など、教員と連携しながら、きめ細かい就職支援を行っている。また、「国家試験等センター」を設置し、公務員試験や各種資格試験を目指す学生に対し、受験の準備や対策について積極的な支援と指導をしている。

キャリア形成のための指導体制は整備され、適切に運営されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

全科目について学生による授業評価アンケート（前期・後期）を行い、教員に授業改善のための報告書を求めるなど、活発にFD活動を行っている。また、教員側では授業参観を行い、改善に向けた報告書を提出している。さらに、授業に関して学生の意見聴取を行う「学生FDミーティング」を実施し、全学的なFD活動に努めている。「経済学部教員のための授業改善手引書」や、「法学部FDハンドブック」など、授業の改善点や意見をまとめた冊子を作成し、教職員間で共有することにより教育目的の達成状況を点検・評価している。これらの取組みと授業評価アンケートの活用により、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けたフィードバックも行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生が安定した学生生活を送れるよう、学生サービス及び厚生補導のために、相互に連携する学内組織である教務学生課、教育指導室、学生相談室、学生委員会等が整備され、その活動が学生生活、教務、保健、奨学金、課外活動、留学生等に及んでいる。また、多種類の奨学金制度は学生の経済的支援に寄与している。学生の意見をくみ上げるシステムとして、全学生を対象とした「学生生活実態調査」が行われているのに加え、学生委員会が学生の諸活動、福利厚生等について学生の意見、要望の分析・検討を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の配置は大学設置基準上の必要専任教員数を上回っており、教育目的及び教育課程に即した教員が配置されている。教員の採用及び昇任は、「学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準」「学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程」にのっとり行っている。また、教員の資質・能力向上への取り組みとして「ノースアジア大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づいて、FD 活動を全学的に行っている。

教養教育の計画と実施のため、各学部長が各学部の教務委員会を指揮するのに加え、各学部・学科の教務委員会会議を合同で開催するなど、意思疎通と協力体制が十分に確保できている。

【参考意見】

○経済学部においては専任教員の年齢構成に偏りが見られるため、地域特性・専門分野を勘案しつつ、バランスのとれた教員の配置が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地面積、校舎面積は大学設置基準を十分満たしている。教育目的達成のために、校舎、研究教育環境、IT 施設、図書館、体育館、40 周年記念館、古田記念講堂、学生寮など、施設が適切に整備され、運営・管理されている。クラスサイズも授業に応じて適切な規模になるよう、管理されている。安全性や耐震性が確保されており、スロープ・手すり、AED（自動体外式除細動器）などが整備されている。「学生生活実態調査」などを通じ施設・設備に関する学生の要望もくみ上げられている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、教育基本法等の諸法令に依拠した学校教育を行うことをうたった法人の目的を、法人全体に周知し経営の規律を維持している。「学校法人ノースアジア大学組織規程」「学校法人ノースアジア大学職員（教育職員・事務職員）の行動規範」「学校法人ノースアジア大学公益通報に関する規程」など組織倫理に関する規則に基づき、適切な組織運営のもと、使命・目的の実現への継続的努力がされている。

また、「学校法人ノースアジア大学防災管理規程」「消防計画」に基づき、常日頃から災害に備え、年 2 回避難訓練を実施し、学生には「地震・火災マニュアル」を配付し、防災に関する意識を高めている。「学校法人ノースアジア大学情報公開規則」に基づき教育情報・財務情報を公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事の選任については寄附行為に定められ、定数を確保し、適切に行われている。理事会は、平成 27(2015)年度には 8 回開催され、寄附行為に基づく業務決定の最高意思決定機関として、大学等に関わる重要な事項について審議・意思決定が行われている。理事の出席率は概ね良好であり、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制は整備されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年 4 月に施行された学校教育法に基づき、教授会の意見を聞くことが必要な事項について定めている。

学長である理事長は、大学の教育などの業務決定に当たり、必要に応じて教育職員・事務職員及びこれを管理する所属長と面談を行い、更に月 1 回程度の頻度で各所属長をメンバーとする所属長会議を開催し、法人内の意思の疎通、情報の共有を図り、学長としてのリーダーシップを発揮している。

学長を支える職制としては、副学長、学部長、学科長、大学事務部長、学生部長、キャリアセンター長、図書館長、総合研究センター長等があり、それぞれの位置付け・役割については「学校法人ノースアジア大学組織規程」に明記している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

各機関の所属長で構成される「所属長会議」により、法人全体の情報共有及び意思疎通を図っている。各セクションから挙げられる個々の案件については、所属長が事前に検討し組織の意見をくみ上げる仕組みがある。

理事会は寄附行為に定められた事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴取している。評議員会は理事 5 人の 2 倍を超える 13 人で、寄附行為に基づいて適切に選任してお

り、監事においても寄附行為及び「学校法人ノースアジア大学監事の選任等に関する規程」に基づき 2 人選任している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務の執行体制の機能性は「学校法人ノースアジア大学組織規程」に基づき、法人には理事長総室、法人事務部を設置しており、機能している。教学支援部署として、教務学生課、入試広報課といった大学事務部のほか、キャリアセンター、図書館、国家試験等センター、総合研究センターを置き、適切に機能している。

業務執行の管理体制とその機能性については、「学校法人ノースアジア大学の稟議に関する要綱」及び「文書取扱内規」にのっとり、法人・大学間で連携して行われている。

職員研修については、規則が整備されていないものの、学内研修を年数回実施しているほか、外部機関が開催する研修会等にも積極的に参加し職員の資質・能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法学部における収容定員充足率の低迷から、大学単体では事業活動収支差額がマイナスとなっているものの、法人全体では 18 歳人口の減少を見越して、固定経費である人件費の削減やその他経費の削減などに取組んだことが奏功し、無借金経営を維持するなど財務基盤は安定的に推移している。

また、「5 か年計画」においても、必要な教育環境の整備を計画的に行うなど、適切な財務運営の確立に注力している。

なお、秋田県独自の特別補助金を獲得するなど外部資金の導入に努めているものの、科学研究費の獲得にはつながっていないことから、今後は大学単体としての収支バランスを確保する上でも、科学研究費助成事業を含めた外部資金の獲得に向けてより積極的かつ組

織的に取組むことを期待したい。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

私立学校法及び学校法人会計基準に基づく「学校法人ノースアジア大学経理規程」等の関連規則が制定されており、これらの規則にのっとり適正な会計処理がなされている。また、予算額と決算額が著しくかい離する場合には、補正予算の編成も行われている。

会計監査においては、私立学校法による監事監査、私立学校振興助成法による公認会計士等の監査を実施、加えて監事と理事者、監事と監査人によるディスカッションを開催するなど厳正な会計処理の構築に努めている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条の 2 において、「その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と規定し、それを踏まえ大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

「ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程」に基づき、副学長を委員長とする「自己点検及び自己評価委員会」が組織され、教育活動の改善向上を図るために自己点検・評価を実施する体制が構築されている。また、同規程において自己点検・評価を原則として 3 年と明記し、その周期も大学の実情に即し適切に規定されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「自己点検及び自己評価委員会」が教学サイド及び事務サイドを融合しつつ、エビデンスをベースにした自己点検・評価を行っており、学内での共有を図っている。

また、現状把握のための調査及びデータの収集と分析については、事務部門が中心となって取りまとめを行っており、将来的には IR(Institutional Research)機能の整備を見据えて検討を行っている。

なお、平成 24(2012)年度から毎年度作成した自己点検報告書については、学内での共有にとどめていることから、今後は、学則第 1 条の 2 及び「自己点検及び自己評価規程」第 10 条第 2 項にのっとり、社会への公表についてより積極的に取り組むことを期待したい。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 21(2009)年度及び 23(2011)年度に評価を受けた結果、各評価基準において指摘された改善事項等について、各種委員会及び関係事務部門が連携し改善に努めており、以降もテーマ別の自己点検・評価に取り組むなど評価結果の活用に努めている。

また、改善すべき課題については、各学部及び関係委員会等での検討を経て着実に実現してきており、特に学生サービスの向上に努めるなど、PDCA サイクルの機能強化への努力がなされている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 大学の人的資源を生かした公開講座の実施
- A-1-② 大学の物的資源を生かした企画展等の開催

【概評】

大学に「総合研究センター」を設置し、市民向け公開講座（シティカレッジ）として、大学の施設を使用した講演会や教養講座を開催している。公開講座の開催回数は多く、市民の参加人数も多い。また、客員教授等を審査員とする「ノースアジア大学文学賞」を設け、多くの高校生や大学生・一般市民に、文学振興の機会を提供している。併設学校と共同で「ノースアジア大学ウインドオーケストラ」を結成し、毎年市民に向けてコンサートを開催しており、これも地域連携として定着している。

このほか、大学の「国家試験等センター」が、公務員を目指す高校生に「高校生向け公務員試験対策講座」を開催している。また、「雪国民俗館」は、地域の民俗文化財や歴史的民具を保存し、定期的な企画展等を通して、それらを市民に公開している。

こうした活動によって、大学の持っている物的・人的資源は、地域社会に十分に提供されていると評価できる。

基準B 地域貢献

B-1 特色ある教育と地域貢献

B-1-① 教育活動を通じた地域活性化への取り組み

B-1-② 使命・目的に基づいた地域貢献の推進

【概評】

経済学部経済学科は、秋田県の「私大・短大パワーアップ支援事業」及び「人生設計デザイン事業」を通じ、学生が地域特有の諸問題、秋田県で人生を過ごす展開等について研究を行っている。法学部法律学科は、上記パワーアップ事業の一環として①秋田市の雪害調査と除雪ボランティア②防災意識調査③あきたトラスト運動④着ぐるみ劇ボランティア一等を行っており、地域に根付いた各種調査や問題点の考察・提言、啓発活動を行っている。法学部観光学科は、同じく学生が秋田県内の10市町を対象に、観光の観点から産業活性化を提案している。また、高校生を対象とした「私達のまちの観光魅力アップ作戦」コンテストの主催や、学生の模擬旅行会社「ノースアジアツアーリスト」での観光旅行プランニングなど、秋田県の観光事業に貢献していることは特筆すべき点である。

いずれの取組みも秋田県の置かれた環境に鑑み、地域創生、産業誘致、町おこし等に取組む意欲的な活動であることは教育目的と合致しており、評価できる。

また、経済研究所での高校生への授業提供、法律学科での模擬裁判と無料法律相談、全学での「竿燈まつり」参加など、地域貢献は多彩に展開している。

基準C. 国際交流

C-1 学外の教育研究機関との協力関係

C-1-① 学術交流提携校との国際交流

C-1-② 留学生受入れへ支援体制の充実

【概評】

ノースアジア大学

海外の 6 大学と学術交流協定を締結し、教員と学生による共同研究や学術的な情報の相互交流を行うとともに、着実な交換留学の実績を挙げている。

また、学術交流提携校への留学には「ノースアジア大学観光奨学生制度」による奨励金があり、観光学科を主とした留学を希望する学生に機能的に活用されている。これら施策は学生の視野を広め、ホスピタリティーのある人材の育成に貢献している。また、留学生別科においては、留学生向け日本語教育と日本社会の基礎知識教育、上記提携校向けサマースクール、ウィンタースクール、フィールドトリップ、ホームステイなどの留学生受入れの支援体制が整備されている。いずれも大学独自の基準で設定している地域貢献と並んで、グローバルな人材育成という教育目的にかなっており、今後の制度と運用の発展が期待される。

